

介護保険料、自治会・行政区制度など あらたに91項目の調整方針を承認

合併協議会では、両市町で行政サービスや住民負担に違いのあるものを調整する「事務事業調整」を進めていますが、8月12日に開催された第4回合併協議会で、7月26日に提案した90項目と前回

から先送りとなっていた1項目についての調整方針が承認されました。

また、残りの167項目について調整方針が提案されました。

すべての調整項目を協議会に提示

第3回合併協議会（7月26日）では、前回お知らせしたとおり625項目の事務事業調整方針が承認されていますが、第4回合併協議会では、第3回に提案した90項目と前回から先送りとなっていた2項目のうちの1項目について、調整方針が承認されました。

また、第4回協議会では、残っている全調整項目について一通り提示され、新たに事務局で調整方針案のまとまったもの、調整中のものを含めて167項目が提案されました。

これらについては、次回協議会において継続して協議することとなりました。

なお、創刊号では全933項目とお知らせしていましたが、その後の精査の結果、現時点において全884項目となっています。

第4回協議会で承認された主な調整方針

介護保険料は野田市の保険料に統一

現在、平成15年から17年度の介護保険料について、事業計画の見直しと併せ両市町において調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなるのが想定されるため、合併後は野田市の保険料に統一します（その財源は、一時的かつ特例的な位置付けとして、一般会計から繰入れます）。

保健センターは両市町で事業を実施

合併後は、関宿町の保健センターも残し、それぞれの保健センターで事業を実施します。



野田市保健センター

合併後もそれぞれの地域で業務が行われる保健センター



関宿町保健センター

教育関係事業を充実

現在、野田市で実施しているサタデースクール事業（土曜日に算数を補習）を、関宿町の「学習相談室」事業の趣旨を踏まえつつ関宿町においても実施します。また、副教本作成事業（算数、数学、理科）、少人数授業（小学3、4年生の算数の授業）についても野田市の制度を適用します。



土曜日に算数の補習を行っているサタデースクール

成人式、文化祭、スポーツ大会など

成人式、文化祭、生涯学習フェスティバルなどは、一本化して実施します。地域の体育祭などのスポーツ大会は両市町で違いがありますが、それぞれ現行のとおりとします。



秋の恒例行事の体育祭(関宿町)

関宿町の行政区は自治会へ移行

野田市の自治会は任意団体ですが、関宿町では町が行政区を設定しており、区長は非常勤特別職となっています。

行政区制度は野田市の自治会制度に移行しますが、自治会の区域の設定、設立・分離はそれぞれ自治会の意思により行われることから、現在の54行政区をベースに自治会制へ移行し、合併後、届出により自治会組織の分割等を受け付けます。

広報紙は月2回発行

広報紙はレイアウト、発行回数等に違いがありますが、野田市の体裁により月2回発行し、配布は自治会組織を通じて行います。編集は関宿町で使用中の編集専用機器を有効活用します。

以上、承認された調整方針の一例を紹介しました。その他の調整方針の「概要」は2頁から4頁、「総括表」

は別冊としています。個票全体では90数頁のファイルになりますが、市役所行政資料コーナー、町役場情報コーナー、図書館・両市町の公民館などの合併情報コーナーでご覧いただけます。また、総括表はホームページにも掲載しています。



野田市・関宿町広報誌

事務事業調整方針の概要

第4回合併協議会で承認された事務事業調整方針の概要は以下のとおりです。

【使用料、手数料等の取扱い】

- ・保育所保育料は、本来であれば、階層区分が簡素化され、国基準に近い関宿町の設定が望ましいが、野田市では14年2月に保育料引き上げを見送る方針を固めたばかりであるため、環境が整うまでの間の措置として、野田市の基準に合わせることにする。
- ・福祉センター使用料は、野田市が有料で、関宿町は無料となっているので、野田市の制度に統一し、有料とする(施設利用に当たっては、受益者負担を原則としており、また、施設を利用していない方との公平性を保つため、有料とするが、関宿町クリーンセンター周辺地区については、年数回程度無料で利用できる措置を考慮する)
- ・学童保育所保育料は、最高のD階層を除き、野

田市の方が手厚く設定されていることから、野田市の基準に合わせることにする。

【補助金、交付金の取扱い】

- ・社会福祉協議会補助金は、両市町の補助額の合計額を基本とし、社協同士との合併による事業内容の見直し、組織体制の整備の方向を踏まえ、新市において適切な補助水準のあり方について検討する。
- ・教育研究会補助金は、両市町で違いがあるので、教師の専門性を高め、充実した研修を実施するため、野田市の制度を適用する。
- ・自治会連合会補助金(関宿町では区長会補助金)は、平成11年に野田市で交付金制度を規則化した際の算出方法により、関宿町の世帯数増に対応した額とする。

- ・観光協会補助金は、両市町の観光協会が合併される場合は、事業規模が大きい関宿城フェスティバルについては、野田七夕まつりと同様、実行委員会方式に切り替え、それ以外の事業を観光協会の事業として位置付ける方向で検討する。
- ・商工会議所事業補助金(商工会育成補助金)は、商工会議所と商工会が合併した場合、併存した場合のそれぞれについて、市内の商工業振興に資する事業に対し補助することを基本として、補助水準を見直す。
- ・利根川上流河川利用者協議会補助金は、両市町に違いがあるので、野田市の制度を適用する(受益者負担として、河川利用者が負担する)。

【保健福祉関係制度・事業の取扱い】

- ・地域高齢者とのふれあい事業、遺児手当は、関宿町では実施していないので、野田市の制度を関宿町においても適用する。
- ・学童保育所は、両市町で違いがあるので、野田市の制度に統一する。ただし、閉所時間については、市民にとって有利な関宿町の制度を適用する。
- ・保育所の職員配置基準は、両市町で違いがあるが、当面は両市町の現行の制度で実施し、将来は基準を統一する。
- ・母子寡婦福祉会は、合併後の補助金については、両市町の現在の補助額の合算額を交付する。
- ・母子福祉推進員協議会は、合併後の補助金については、野田市の現在の補助額を交付する。母子福祉推進員に対する報償金については、両市町の金額に違いがあるので、野田市の金額に統一する。
- ・児童扶養手当の支給は、児童扶養手当法によることから、対象者や手当額等支給の内容に違いはないが、本年8月より支給事務の権限が千葉県より市に委譲され、これに伴い県が負担していた事業費(全体の1/4)を市が負担することになるため、合併後は、関宿町分の事業(1/4)も新市が負担することとなる。
- ・身体障害者更正援護施設措置費は、両市町とも同様に事業を実施しており、現行のとおりとする(負担割合は、市1/2、町1/4と相違があるため、合併に伴い市の負担額は従前の両市町の負担金の合計額より増える)。
- ・住宅新築資金等貸付事業(償還業務)は、野田市の一般会計において実施する。
- ・同和対策残事業(道路未登記分)は、野田市の

現行のとおり一般事業の一部として計画的に実施していく。

- ・健康管理台帳の一元化は、野田市では健康管理台帳システムを取り入れていないので、関宿町のシステムを野田市でも適用する。

【環境関係制度・事業の取扱い】

- ・剪定枝・落ち葉・草の無料回収、環境美化負担金交付事業、衛生機具整備事業、薬剤配布事業などは、関宿町で実施していないので、野田市の制度を適用する。
- ・ごみ集積所設置申請、不法投棄対策、有害ごみ回収、犬の登録管理業務などは、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。
- ・一般廃棄物処理業の許可は、関宿町において既に許可している業者については、経過措置を設け引き続き許可する。許可申請手数料は、野田市の制度を適用する。
- ・ごみ処理基本計画は、人口、ごみ処理量について、新市として見直しを図る。
- ・環境基本条例及び環境基本計画は、関宿町で制定していないので、野田市の制度を関宿町においても適用する。

【教育関係制度・事業の取扱い】

- ・学校給食米、学校給食状況は、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。給食の経理については、関宿町の制度を適用し、市会計で処理する。なお、幼稚園の給食については、現行のとおりとし、野田市では実施しない。



- ・学校給食調理業務は、両市町の運営内容に違いがあるので、当面現行のとおりとするが、関宿町の委託については野田市の第三セクターへの移行を検討する。

【民生経済関係制度・事業の取扱い】

- ・防犯灯設置、交通安全教室などは、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。
- ・消防相互応援協定は、野田市と関宿町間における応援協定は合併時に廃止し、野田市と関宿町がそれぞれ他市と締結している協定は、合併後、新市において内容の見直しを図った上で協定を締結する。
- ・野田市消防防災協会と関宿町危険物安全協会は、合併後一本化し、助成金は野田市の現行の額とする。
- ・関宿町企業誘致条例は、はやま工業団地の立地企業に対する奨励措置で、関宿町と県企業庁との約束であることから、新市において、関宿町企業誘致条例の内容を継承した条例を制定する。これに加え、市内企業の市外移転が雇用不安を生じさせている状況等を踏まえ、今後整備する工業団地を中心に、企業立地を促進するための支援措置のあり方について検討を行い、方向性が整理された段階で、条例改正や財政・税制措置等必要な施策を講じる。
- ・中小企業永年勤続者表彰共催分担金は、その意義を達成し、一定の成果を得られたことから、合併を機に分担金を廃止する。
- ・転作目標面積配分ルール、生産調整推進事業は、両市町で違いがあるが、引き続き生産調整の達成率100%を維持するため、現行のとおりとする(野田市の地区と関宿町との地区に区分し、公平性を確保しつつ生産調整目標面積を配分するとともに地区それぞれの助成体系を維持する)。



県内第2位の作付面積を誇る転作による野田市の麦作団地

- ・野菜生産安定事業補助事業は、両市町で違いがあるが、産地指定作物については、合併後に対

象が拡大されることから関宿町の制度を適用し、産地指定作物以外については、野田市の制度(市単独事業)を適用する。

- ・斎場は、友引の運営について両市町で違いがあるが、当面それぞれの施設について現行のとおりとし、施設の稼働率や市民感情を踏まえ、今後の取扱いを検討する。

【建設関係制度・事業の取扱い】

- ・排水負担金は、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する(土地改良区に応分の負担)。

【広報広聴関係制度・事業の取扱い】

- ・ホームページは、全体の内容を精査し、両市町の内容を取り込んだものとする。

【附属機関の取扱い】

- ・関宿町に置かれている、関宿町同和对策審議会、関宿町隣保館運営審議会は、廃止する。なお、野田市人権施策推進協議会の合併後の委員構成については、関宿町の実情に応じた適切な措置を講じる。
- ・野田市廃棄物減量等推進審議会(関宿町廃棄物対策審議会)は、両市町に併存しているが、活動内容が異なるので、関宿町の機関を廃止する(関宿町の審議会の活動は、野田市の廃棄物減量等推進員会議等の審議事項として調整可能)。
- ・廃棄物減量等推進員会議は、両市町に併存しているため、関宿町の推進員をそのまま委嘱し、次期任期満了時に、関宿町の実情に応じた推進員の構成となるよう適切な措置を講ずる。

【その他事務事業の取扱い】

- ・各種定例相談は、両市町ともに同種内容の相談については、両地域において、それぞれ現行のとおり実施する。関宿町で実施していない相談は、野田市で実施しているもので対応する。なお、法律相談については、相談時間、相談員の身分等については、野田市の方法による。
- ・交通事故被害者に対する貸付金は、関宿町では実施しておらず、野田市では昭和51年以降利用者がいないこと、また近隣市でも廃止・未実施のため、制度を廃止する。